して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の発生又はまん延の影響により第十条第二項第一号に掲げる医師の診断書（以下この条において「診断書」という。）を提出できないときは、同項の規定にかかわらず、診断書を添付することなく、追加給付金の支給を請求することができる。

2　前項の場合において、請求者は、診断書を提出することができることとなった後、直ちに、診断書を支払基金に提出するものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百二号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十条の規定に基づき、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月二十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （健康状況の届出に関する特例） **第五条の二**　医療特別手当受給権者であって令和二年五月一日から同月三十一日までの間に第三十二条第一項の規定による提出期限が到来するものが同項の規定による届出を行う場合における同条の規定の適用については、同項中「属する年」とあるのは、「属する年の翌年」とする。 2　第三十二条第二項の規定による届出を行う者であって令和二年三月一日から令和三年二月二十八日までの間に同項の規定による提出期限が到来するものが同項の規定による届出を行う場合における同条の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは、「二年」とする。	**附　則** （新設）
附　則 （現況の届出等に関する特例） **第五条の三**　法第二十八条第二項の認定を受けた者（同条第三項第一号に該当する者に限る。）に対する第六十条の規定の適用については、同条第一項ただし書中「属する年」とあるのは、「属する年又は令和二年」とする。	（新設）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にこの省令による改正前の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第三十二条第一項又は第二項の規定による届出を行った者のうち、都道府県知事（広島市又は長崎市にあっては、当該市の長）が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第二十四条第一項に規定する要件に該当すると認めたものについては、この省令による改正後の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則附則第五条の二の規定は、適用しない。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四三円（本体一三〇円）　（配送料別）